# 潟上市自殺対策計画

~ 誰も自殺に追い込まれることのない

潟上市の実現を目指して ~

(案)

平成31年3月 潟上市

# 目 次

第1章	計画策定に当たって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	
3	計画期間	
4	計画の数値目標	
第2章	: 潟上市における自殺の現状	
1	はじめに	4
2	潟上市における5つの特徴と支援が優先されるべき対象群	5
3	統計データからみる潟上市の現状	7
	(1)自殺者数・自殺死亡率	7
	(2)年代別自殺状況	
	(3)原因・動機別自殺状況	1(
	(4)職業別自殺状況	11
	(5) 同居人有無別自殺状況	12
	(6)未遂歴別自殺状況	13
<i>**</i> ٥ <del>*</del>		4.5
弗3早	これまでの取組と評価	15
笋 / 音	いのちを支える自殺対策における取組	
カサ <del>エ</del> 1		18
'	基本方針(1)生きることの包括的な支援として推進	18
	(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開	
	(3)対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	
	(4)実践と啓発を両輪とした推進 (5)関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	20
2	施策体系	
3	5つの基本施策	22
_	5 つの基本施策 基本施策 1 地域における連携・ネットワークの強化	22
	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	
	基本施策3 市民への啓発と周知	
	基本施策4 生きることの促進要因への支援	29
	基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	32
4	3つの重点施策	
	重点施策1 高齢者への対策	34
	重点施策 2 生活困窮者への対策	39
	重点施策3 勤務・経営に関する対策	
5	生きる支援関連施策	42
第5章	自殺対策の推進体制等	
1	推進体制	49
2	進行管理(PDCAサイクル)	50
第6章		
	· 貝科·珊 自殺対策基本法	51
2	温上市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱 	
3	潟上市自殺対策計画検討委員会設置要綱 	58
4	潟上市自殺対策計画検討委員会 委員名簿	
5	用語説明	60

# 第1章 計画策定に当たって

#### 1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死と言われています。自殺の背景には、こころの問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られてきました。そのため、自殺対策は地域の様々な課題にきめ細かく取り組むことが必要です。

我が国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率(人口 10 万人当たりの自殺による死亡率)は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準にあり、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から 10 年の節目に当たる平成 28 年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、市が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため「潟上市自殺対策計画」を策定しました。

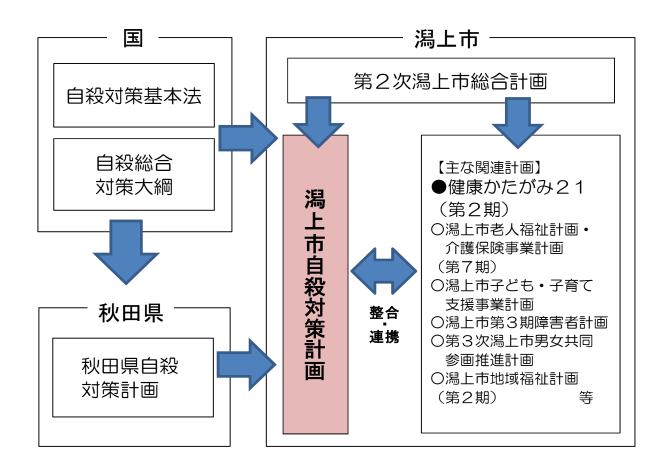
本計画の実行を通して、「誰も自殺に追い込まれることのない潟上市」の実現を目指してまいります。

#### 2 計画の位置づけ

潟上市自殺対策計画は、潟上市の自殺対策を推進していくための総合的な計画で、自殺対策基本法第13条第2項の規定による市町村計画であり、自殺対策基本法・自殺総合対策 大綱、県自殺対策総合計画に対応するものです。

また、潟上市のあらゆる分野のまちづくりの方向性を定めた「第2次潟上市総合計画」を基とし、潟上市健康づくり計画「健康かたがみ 21 (第2期)」との整合を図り、自殺対策に関連する他の計画と連携した計画です。

#### 【計画の位置づけ】



#### 3 計画期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱が概ね5年に一度を目安として改訂されていることから、潟上市自殺対策計画の計画期間は、平成31年(2019年)を初年度とし、平成35年(2023年)を目標年度とする5年間の計画とします。

また、国の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを図ります。

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
計画名等	平成 29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
超上士 白 机							7					
潟上市自殺 対策計画		策定										
Мина		'										
自殺総合対策 大綱見直し	0					0					0	

※関連計画において、特に自殺と関連が深いこころの健康について、施策・目標等が設定されている、潟上市健康づくり計画「健康かたがみ21 (第2期)」と一体的な取り組みを推進します。

## 4 計画の数値目標

自殺総合対策大綱では、平成38年(2026年)までに、平成27年(2015年)と比べて自殺死亡率を30%以上減少させ、先進諸国の水準まで減少させることを目標としています。

【国:自殺死亡率 平成 27 年 (2015 年) 18.5 ⇒ 平成 38 年 (2026 年) 13.0 以下】 秋田県自殺対策推進計画の数値目標は、平成 34 年 (2022 年) までに自殺死亡率を 19.3 以下としています。

【県:自殺死亡率 平成 27 年 (2015 年) 25.7 ⇒ 平成 34 年 (2022 年) 19.3 以下】 国、秋田県の目標値を勘案し、本市では、平成 35 年 (2023 年) までに自殺死亡率 19.3 以下を目指します。

潟上市	平成 27 年	平成 29 年	平成 35 年	
	(2015年)	(2017年)	(2023年)	
自殺死亡率 (人口 10 万対)	27. 2	30. 7	19.3以下	
自殺者数(人)	9	10	6以下	

(厚生労働省「人口動態統計」)

・市自殺対策計画の進捗状況の評価 施策体系における事業の進捗状況等について、毎年度、適宜適切に評価を行います。

# 第2章 潟上市における自殺の現状

## 1 はじめに

実効性のある自殺対策を推進するには、地域の自殺の現状を正確に把握する必要があります。そのため本市では、自殺総合対策推進センターが各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」を活用し、地域の自殺の現状の把握に努めました。

#### (1) 自殺実態の分析に当たって

本章の分析に当たっては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました(自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数を指します)。なお、両者の統計には以下のような違いがあります。

- ①調査対象の差異:厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象としていますが、警察庁の自殺統計は、総人口(日本における外国人も含む)を対象としています。
- ②事務手続き上(訂正報告)の差異:厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは 事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者 から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。警察庁の自殺統計は、 捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。
- ③項目の差異:警察庁の自殺統計は、「職業別」「原因・動機別」といった項目がありますが、厚生労働省の人口動態統計にそれらの項目はありません。

# (2) 作図に用いたデータ

本章で掲載した図 1 ~11 及び表 1 ~ 3、付図 1 ~ 2 は、それぞれ以下の統計を使用し作図したものです。

- ・ 表 1 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」
- 図1 NPO法人ライフリンク「自殺の危機経路」
- · 図 2 厚生労働省「人口動態統計」
- 図3~4 警察庁「自殺統計」
- 表 2 警察庁「自殺統計」
- 図5~11 警察庁「自殺統計」
- 表3 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」
- 付図1~2 警察庁「自殺統計」

#### 2 潟上市における5つの特徴と支援が優先されるべき対象群

本市における自殺の実態を様々な観点から分析した結果、以下の5つの特徴があることが分かりました。また、自殺総合対策推進センターの分析から、本市において特に支援が優先されるべき対象群が抽出されました。

#### (1) 潟上市における5つの特徴

- ① 潟上市の自殺者数は、ここ数年は 10 人前後の横ばいで推移しており、自殺死亡率は、 国・秋田県よりも高い状況でした。
- ② 50 歳以降の働く世代から高齢者にかけての自殺死亡率が国・秋田県よりも高い状況でした。
- ③ 自殺者の約半数以上が無職者でした。
- ④ 自殺者の約9割に同居人がいました。
- ⑤ 原因・動機別として、男性は「健康問題」「経済・生活問題」が多く、女性では 「健康問題」が多い状況でした。

#### (2) 潟上市において支援が優先されるべき対象群(表1)

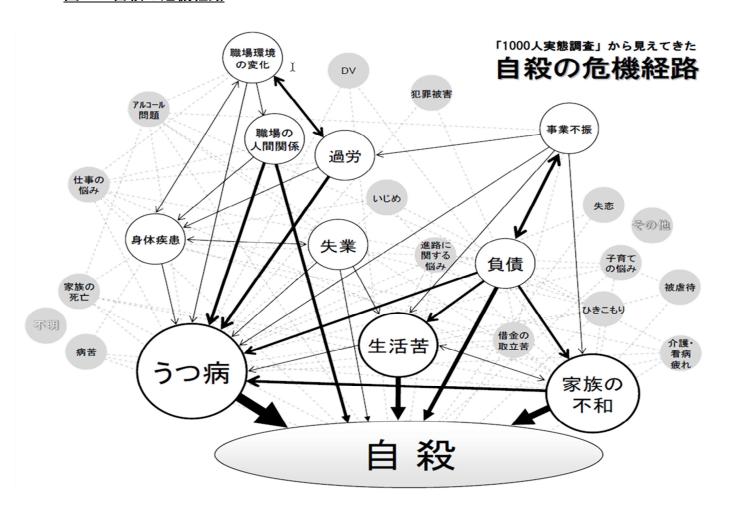
- ① 自殺者数が最も多いのは 60 歳以上の男性の無職者で、同居人のいる人です。平成 24 ~28 年の5年間の自殺者数は9人(自殺死亡率は 63.4)で、全体の 20.9%を占めています。
- ② 次に自殺者数が多いのは、40~59歳の男性の有職者で、同居人のいる人です。平成 24~28年の5年間の自殺者数は7人(自殺死亡率は40.1)で、全体の16.3%を占め ています。
- ③ 次いで自殺者数が多いのは、60歳以上の女性の無職者で、同居人のいる人です。平成24~28年の5年間の自殺者数は6人(自殺死亡率は24.0)で、全体の14.0%を占めています。
- ④ 4番目に自殺者数が多いのは、60歳以上の男性の有職者で、同居人のいる人です。 平成24~28年の5年間の自殺者数は5人(自殺死亡率は51.6)で、全体の11.6%を 占めています。
- ⑤ 5番目に自殺者数が多いのは、20~39歳の男性の有職者で、同居人のいる人です。 平成24~28年の5年間の自殺者数は4人(自殺死亡率は33.4)で、全体の9.3%を 占めています。

表1:地域の主な自殺の特徴(特別集計(自殺日・住居地、平成24~28年合計))

上位5区分 <sup>※1</sup>	自殺者数 5 年計	割合	自殺率 <sup>※2</sup> (人口 10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路※3
1 位: 男性 60 歳以上無職同居	9	20. 9%	63. 4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)   +身体疾患→自殺
2 位: 男性 40~59 歳有職同居	7	16. 3%	40. 1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+ 仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位:女性 60 歳以上無職同居	6	14.0%	24. 0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4 位: 男性 60 歳以上有職同居	5	11. 6%	51.6	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
5 位: 男性 20~39 歳有職同居	4	9. 3%	33. 4	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

- ※1 順位は自殺者数の多さに基づきます。
- ※2 自殺死亡率の母数(人口)は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。
- ※3「背景にある主な自殺の危機経路」とは NPO 法人ライフリンクが行った 500 人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は、平均すると 4 つの要因が連鎖して引き起こされており(参考:図 11)、それらの要因の連鎖のプロセス(「自殺の危機経路」という)は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。(詳細は『自殺実態白書 2013』(NPO 法人ライフリンク)) 上記表の「背景となった主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。

#### 図1:自殺の危機経路



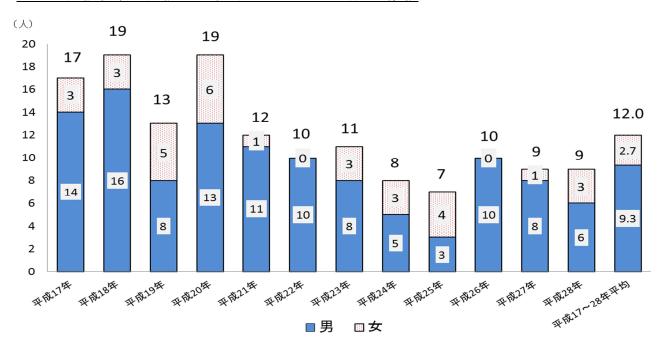
# 3 統計データからみる潟上市の現状

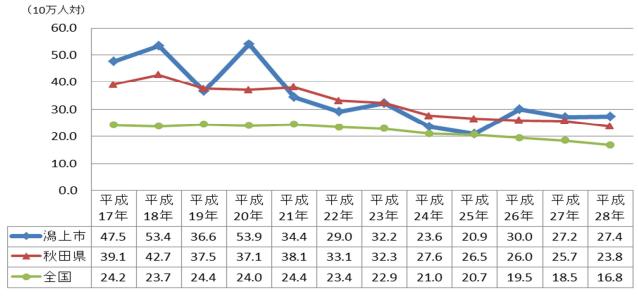
自殺件数は年によりばらつきがあり、件数自体が多くないため、増減率が大きくなっています。このため、年ごとの推移だけでなく、平成24~28年の総数を合わせて示します。

#### (1) 自殺者数・自殺死亡率

潟上市の自殺者数は、平成 20 年の 19 人をピークに減少傾向にあり、ここ数年は 10 人前後で推移しています。平成 17~28 年の平均自殺者数は 12.0 人となっています。自殺死亡率(10 万人対) は、平成 28 年が 27.4 となっており、国・秋田県よりも高い状況にあります。

#### 図2:自殺者数と自殺死亡率 (人口 10 万人対) の推移





#### (2) 年代別自殺状況

年代別自殺者割合は、平成 24~28 年では 20 歳未満の自殺死亡者はみられず、平成 26 年では 50 歳代の件数が多かったものの、それ以外では 60 歳代以降の自殺死亡者が多くみられます。

また、性別・年代別の自殺死亡者数では、20~59歳の働き盛りの年代と 60歳以上の高齢者が約半々となっており、特に男性の高齢者の死亡率が顕著に高い状況です。

図3:年代別自殺死亡者割合の推移

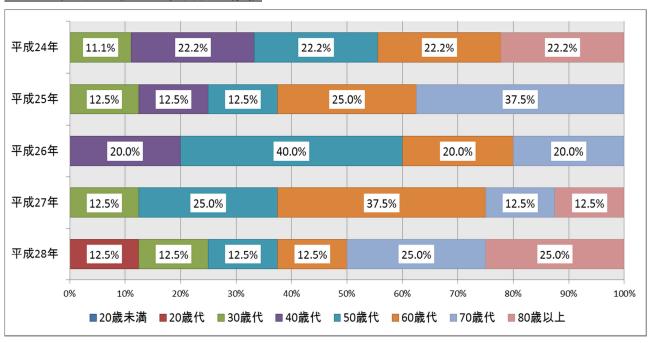


図4:性別・年代別の自殺死亡率(平成24~28年平均)と自殺者数(平成24~28年合計)

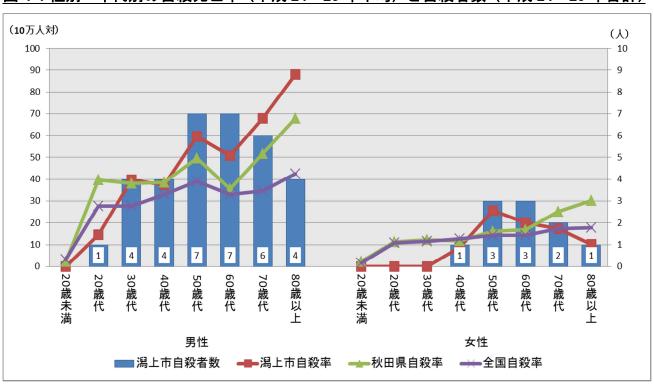


表2:性別・年代別の自殺死亡率(平成24~28年平均)

		潟上市自殺率	秋田県自殺率	全国自殺率
	総数	25. 2	26. 3	19. 6
	男性	40. 6	37. 5	27. 7
	女性	11. 2	16. 3	11.9
	20 歳未満	0.0	2. 2	3. 2
	20 歳代	14. 5	39. 8	27. 7
	30 歳代	39. 7	38. 0	27. 6
男性	40 歳代	37. 5	38. 6	33. 1
为注	50 歳代	59. 7	49. 6	38. 9
	60 歳代	50. 7	35. 5	33. 0
	70 歳代	67. 9	51.8	34. 6
	80 歳以上	88. 0	68. 0	42. 4
	20 歳未満	0.0	2. 3	1.6
	20 歳代	0.0	11. 2	10.8
	30 歳代	0.0	12. 1	11. 4
女性	40 歳代	8.8	11.8	12. 7
女社	50 歳代	25. 7	16. 1	14. 4
	60 歳代	20. 1	16.8	14. 4
	70 歳代	17. 4	25. 2	17. 4
	80 歳以上	10. 1	30. 3	17. 7

#### (3) 原因 • 動機別自殺状況

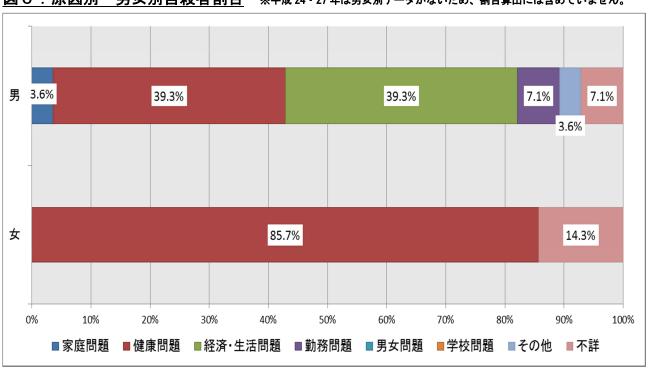
原因・動機別自殺者割合の推移は、平成24~28年にかけて「健康問題」「経済・生活問題」の割合が多く、年によってばらつきはあるものの全体の約7~8割を占めています。

男女別では、男性は「健康問題」「経済・生活問題」が高く、女性では「健康問題」が多くなっています。

図5:原因別自殺者割合の推移(平成 24~28 年)



図6:原因別・男女別自殺者割合 ※平成24・27年は男女別データがないため、割合算出には含めていません。



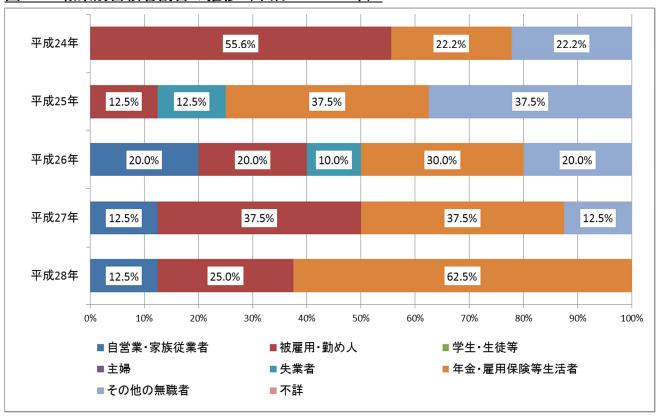
#### (4) 職業別自殺状況

職業別自殺者割合は、年により変化が大きい状況となっていますが、「被雇用・勤め人」と「年金・雇用保険等生活者」の割合が多くなっています。

全体的に無職者の割合が5割以上となっている年が多くなっています。

※無職者:「主婦」「失業者」「年金・雇用保険等生活者」「その他の無職者」を指す

図7 : 職業別自殺者割合の推移(平成 24~28 年)



## (5) 同居人有無別自殺状況

同居人有無別自殺者割合の推移は、平成 24~28 年にかけて同居人「あり」の割合が多く、 平成 27・28 年は 100%となっています。

同居人有無別・男女別自殺者割合では、男性の同居人「あり」が 84.8%と、女性の 90.0% と比べ若干低くなっています。

図8:同居人有無別自殺者割合の推移(平成 24~28 年)

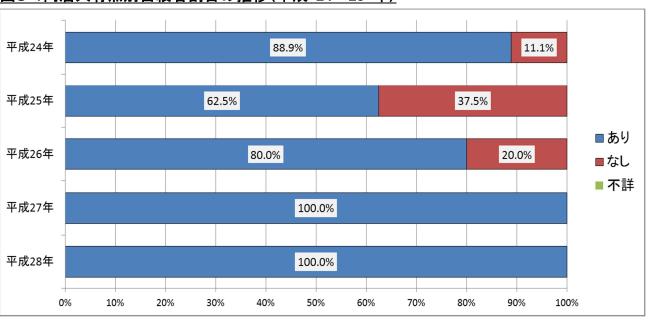
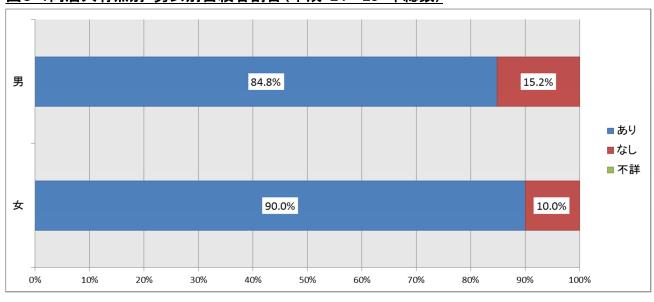


図9:同居人有無別・男女別自殺者割合(平成 24~28 年総数)



#### (6) 未遂歴別自殺状況

未遂歴別自殺者割合の推移は、全体的に未遂歴「なし」の割合が多くなっています。 男女別では、女性の方が未遂歴「あり」の割合が高くなっています。

図10 : 未遂歴別自殺者割合の推移(平成 24~28 年)

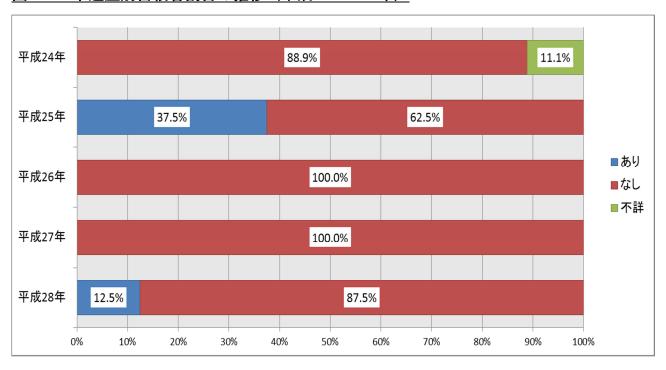
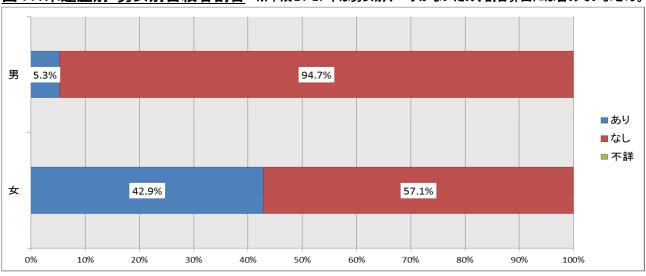


図11:未遂歴別・男女別自殺者割合 ※平成24・27年は男女別データがないため、割合算出には含めていません。



# 【参考】

国が作成した自殺実態プロファイル(自殺総合対策推進センターより提供)では、男女別・年齢別等に自殺に至る背景にある主な自殺の危機経路の例を、次表のとおり、示しています。

表3:生活状況別に推定される自殺の危機経路の例

	<u> </u>						
				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
男性	20~39 歳	有職	同居	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ 状態→自殺			
		_	独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→ うつ状態→自殺/②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→ 生活苦→借金→うつ状態→自殺			
		無職	同居	① 【30 代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ② 【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺			
			独居	① 【30 代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ② 【20 代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺			
	40~59 歳	有職	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自  殺			
		-	独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコー ル依存→自殺			
		無職	同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺			
			独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺			
	60 歳以上	有職	同居	<ul><li>① 【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺</li><li>② 【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺</li></ul>			
		-	独居	配置転換╱転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺			
		無職	同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺			
			独居	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺			
女性	20~39 歳	有職	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺			
		-	独居	① 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ② 仕事の悩み→うつ状態→休職/復職の悩み→自殺			
		無職	同居	DV 等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺			
			独居	① 【30 代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ② 【20 代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺			
	40~59 歳	有職	同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺			
		<u>-</u>	独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺			
		無職	同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺			
			独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺			
	60 歳以上	有職	同居	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺			
		-	独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺			
		無職	同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺			
			独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺			

# 第3章 これまでの取組と評価

# 1 普及・啓発について

#### <主な取組>

- 〇こころの健康づくり講演会
- 〇職域における心の健康づくり出前講座
- 〇『心の健康づくりガイド』を市広報へ掲載
- 〇市内企業、理容・美容院へ向けてパンフレット配布
- 〇メンタルチェックシステム『こころの体温計』
- 〇メンタルヘルスサポーターからの『こころはればれ通信』の配布

普及啓発については、年1回の「こころの健康づくり講演会」をはじめ、地域や職域に対する心の健康づくり出前講座や『心の健康づくりガイド』を市広報へ掲載し、心の健康づくりに関する知識や情報提供を実施しています。

また、自殺予防週間、自殺対策強化月間には、民間団体による街頭キャンペーン等で自 殺防止に関する啓発活動を実施しているほか、秋田中央保健所発行の『こころはればれ通 信』の配布に同意していただいたメンタルヘルスサポーターを通じ声かけ運動を実施して います。

今後も、自殺の問題は、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解と関心を高めていくとともに、命や暮らしの危機に陥った場合には問題を一人で抱え込まずに誰かに援助を求めることが重要であるという意識を定着させていく必要があります。

# 2 人材育成について

#### <主な取組>

- 〇メンタルヘルスサポーター養成講座
- 〇メンタルヘルスサポーター・フォローアップ学習会

自殺に関する正しい知識の普及や、自殺の危険性が高い人の早期発見、見守りへの対応を地域レベルで体制を整えるためには、自殺や自殺関連事象(多重債務、うつ病等)に関する正しい知識を普及し、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「メンタルヘルスサポーター」の役割を担う人材の養成が必要です。

市ではこれまで、潟上市健康生活推進協議会、民生児童委員の方を中心に、メンタルへルスサポーター養成講座を実施してきました。今後も様々な分野・対象へ養成講座を実施し、多くの市民が「メンタルヘルスサポーター」となり、周りの人の異変に気づいたとき

に適切に行動ができるよう人材育成をする必要があります。

また、継続的な取組となるよう、今後も定期的にメンタルヘルスサポーター・フォローアップ研修会の実施を継続していく必要があります。

#### 3 相談支援について

<主な取組>

- 〇弁護士による無料困りごと相談
- 〇保健師によるこころの健康相談

毎月、弁護士による無料困りごと相談を実施し、利用者は年々増加傾向にあります。 また、保健師・管理栄養士による健康相談日を毎月設けていますが、事前申込み者はおらず、随時電話や来所相談等で対応しています。

また、社会福祉協議会等において、各種相談事業、支援策が実施されています。

今後も継続的に実施していくほか、地域における相談体制のより一層の充実と相談窓口 情報等の分かりやすい発信をしていく必要があります。

#### 4 子ども・若者の自殺対策について

道徳教育の充実や、いじめ、不登校に係る対策委員会を設置するなどいじめの未然防止にかかる取組を学校において実施しているほか、小学校に「子どもと親の相談員」中学校に「スクールカウンセラー」を配置し、児童生徒への悩みや不安などの相談や助言等、学校におけるカウンセリング機能や教育相談体制を整備しています。

今後も社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育「SOSの出し方に関する教育」など、自殺対策に資する教育の実施を進める必要があります。

# 5 自殺未遂者への支援について

自殺の再企図リスクが高いと判断された人へ、精神科受診勧奨・紹介や次の支援機関へのつなぎを行う必要があります。現在は、秋田中央保健所主催による自殺未遂者支援関係者会議に参加し、自殺未遂者支援体制の構築を図り、関係機関が連携して自殺未遂者やその家族への支援を実施しています。

#### 6 遺族等への対応について

大切な人を亡くし、悲しみ・苦しみを抱えている自殺者の親族等が、適切な支援を受けることができるようにすることは重要です。遺族会の紹介等必要な支援につなげられるよう分かりやすい情報発信をしていく必要があります。

# 7 地域連携の強化とネットワークづくりについて

<主な取組>

〇民間団体への支援(ハッピーネット)

自殺予防に取り組む民間団体と連携して事業を推進しており、今後も継続的な連携が必要です。

また、市内では、民生児童委員などの協力のもと、地域での見守り活動が行われています。しかし、単独世帯や核家族世帯の増加により、地域とのつながりが希薄な世帯が増える傾向にあることから、今後も地域の各種関係団体等との協力のもと見守り活動などを実施し、地域ぐるみで自殺防止の取組を進める必要があります。

自殺の要因となる複合的な問題のうち、解決可能な問題の支援をするためにも、関係機 関及び団体との情報共有や一層の連携強化が必要です。

# 8 PDCAサイクルの確立について

「自殺は防ぐことができる社会的な問題である」という共通認識のもと、各事業の目標だけでなく自殺防止の目標をあわせてもち、自殺対策の全市的なPDCA【Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)】サイクルを通じて、常に自殺対策が進化できるような仕組みを構築し、関連施策と有機的に連携する必要があります。

# 第4章 いのちを支える自殺対策における取組

# 1 基本方針

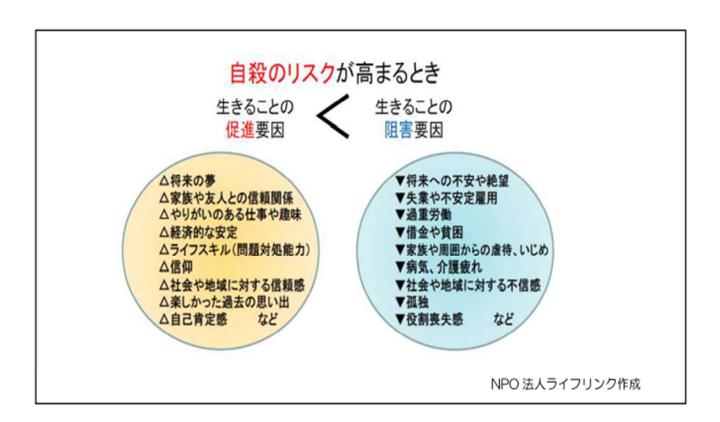
平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では以下の5点を、 自殺対策における「基本方針」としています。

#### (1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの 促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進 する必要があります。

自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。



#### (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、 精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。また、 このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携 する必要があります。

自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

#### (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や 関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人をうまないよ うにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込む ことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けるこ とができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるため には、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的 に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、「SOSの出し方に関する教育※」を推進することも重要とされます。

※「SOSの出し方に関する教育」の詳細に関しては、本章「3. 基本施策」のうち、「(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の項目をご参照ください。



(自殺総合対策推進センター資料)

#### (4) 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実状です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、 精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよ う、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

# (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や他の市区町村、 関係機関、民間団体、企業、そして何より市民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体 となって自殺対策を推進していく必要があります。

「誰も自殺に追い込まれることのない潟上市」の実現に向けては、この地域社会で暮ら す私たち一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

#### 2 施策体系

本市の自殺対策は、大きく3つの施策群で構成されています。

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全ての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、潟上市の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」、さらに、その他の事業をまとめた「生きる支援の関連施策」です。

「基本施策」は、「地域における連携・ネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。

一方、「重点施策」は、本市における自殺のハイリスク層である高齢者と、自殺のリスク要因となっている生活困窮問題や勤務問題に焦点を絞った取組です。それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

また、「生きる支援の関連施策」は、本市において既に行われている様々な事業を、自殺対策と連携して推進するために、基本施策(5項目)及び重点施策(3項目)に基づき、関連あるものとして分類しています。

このように施策の体系を定めることで、市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」 として推進していきます。

# 基本施策 重点施策 1. 地域における連携・ネットワークの強化 2. 自殺対策を支える人材の育成 3. 市民への啓発と周知 4. 生きることの促進要因への支援 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 生きる支援の関連施策

#### 3 5つの基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組、すなわち「地域における連携・ネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つです。

これらの施策を連動させて総合的に推進することで、本市における自殺対策の基盤を強 化します。

#### 基本施策1 地域における連携・ネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

#### (1) 地域における連携・ネットワークの強化

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【潟上市自殺対策計画検討委員会】 市の関係機関や専門家等が集まり、自殺対策を総合 的に推進するための自殺対策計画の策定や評価、協 議を行います。	健康推進課	男鹿潟上南秋医師会、精神 科医、校長会、民生児童委 員、社会福祉協議会、商工 会、老人クラブ連合会、市 自殺予防推進連絡会、市健 康生活推進協議会、秋田地 域振興局、男鹿地区消防本 部、湖東地区消防本部
【潟上市健康生活推進協議会との連携強化】 潟上市健康生活推進協議会は、地域の健康づくり組織として見守りや様々な相談の受け皿となり得ることにより、保健会長等に自殺対策に関する研修の受講を推奨したり、会議の議題で自殺対策を取り上げたりするなど、自殺対策に関する取組について働きかけることを足がかりに、自殺対策における具体的な連携の方法を検討していきます。	健康推進課	潟上市健康生活推進協議 会

# (2) 庁内における連携・ネットワークの強化

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【潟上市自殺予防対策庁内連絡会議】		
自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、	健康推進課	
自殺対策を総合的に推進するため、連絡会議を開催します。		

# (3) 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

【事業名】	担当課	関連協力団体
事 業 内 容		
【高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会】	   長寿社会課	介護サービス関係
ネットワーク運営委員会において高齢者の自殺実態や課題、	(地域包括	者、医療・福祉サ    ービス関係者、警
虐待や介護と自殺との関係性等について情報共有を行い、関	支援センタ	│一 □ <
係者間による取組の推進を図ります。	<b>—</b> )	委員
【見守りネットワーク事業】	長寿社会課	市民、介護サービ
支援を必要とする高齢者が地域で安心して生活できるよう、	(潟上市社   会福祉協議	│ス関係者、医療・│ 福祉サービス関係│
関係機関の連携強化を図り、問題の早期発見に努めます。	会 (金)	福祉サービス関係     者
【潟上市いじめ問題対策連絡協議会等】		
いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために		
情報交換を行う連絡協議会を設置します。また、いじめの防	学校教育課	地域関係者等
止等の対策を実効的に行うために対策の推進、調査審議を行		
う委員会を設置します。		
【要保護児童対策地域協議会】		
児童虐待をはじめ非行児童などの要保護児童の対策のため、	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
関係機関がネットワークを構築して情報の共有化・連携を図	社会福祉課 	
り、子どもや家庭に効果的な援助を行います。		
【潟上市障害者地域自立支援協議会】		
障がい者とその家族が生活しやすい環境を整備するため、関	<b>사스</b> 垣씨田	
係機関が連携し、障がい者及びその家族が安心して地域で生	社会福祉課 	
活できるよう支援します。		

#### ●評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度 までの目標値	目標値の考え方
潟上市自殺対策計画 検討委員会の開催	平成 30 年度設置	1 回以上/年	施策の進行状況を把握・点検・ 評価するため年1回以上実施 する。
潟上市自殺予防対策 庁内連絡会議の開催	平成 19 年度設置 (不定期開催)	1 回以上/年	施策の進行状況を把握・点検・ 評価するため年1回以上実施 する。

#### 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺リスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材(メンタルヘルスサポーターや心はればれゲートキーパー等)の養成を進めます。また、地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成や関係機関の相談員の資質向上を図ります。

#### (1) 市役所職員を対象とする研修会

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【職員への心はればれゲートキーパー研修】 職員がゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題を発 見し、適切な相談窓口につなげられるように努めます。	総務課 健康推進課	秋田地域振興局
【男女共同参画推進計画の推進】 男女共同参画推進関連研修会の中で自殺対策に言及することにより、自殺予防や自殺リスクを抱えた人への支援につながる行動等について職員の理解を深めることができるよう努めます。	企画政策課	

# (2) 市民等を対象とする研修会

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【男女共同参画推進計画の推進】(再掲) 男女共同参画推進関連研修会の中で自殺対策に言及することにより、自殺予防や自殺リスクを抱えた人への支援につながる行動等について市民の理解を深めることができるよう努めます。	企画政策課	
【メンタルヘルスサポーター養成講座】 日頃から地域住民と接する機会の多い民生児童委員や自治 会、潟上市健康生活推進協議会などの地区組織、商工会・消 防団等、関係団体、地域ボランティア等に、相談者やその家 族の変化に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、早めの専門機 関への相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っ ていく役割を担っていけるよう、メンタルヘルスサポーター 養成講座を開催します。	健康推進課	潟上市自殺予防 推進連絡会(ハッ ピーネット)
【メンタルヘルスサポーター・フォローアップ学習会】 サポーター自身のスキルアップ及びサポーター同士の情報 交換を行い、継続的な活動を支援します。	健康推進課	

# ●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの目標値	目標値の考え方
職員に向けた心はればれゲートキーパー研修等の受講率(非常勤職員は除く)	_	全職員の 70% 以上	毎年50人以上受講することを目標とし、70%以上の受講率とする。
潟上市メンタルヘルスサポ ーター養成講座の修了者数	109 人 (平成 30 年度現 在)	260 人以上	県計画にならい、平成38 年までに市人口の1%以 上の養成をする。
職員に向けた心はればれゲートキーパー研修、潟上市メンタルヘルスサポーター養成講座事後アンケートにおいて「(まあまあ) 理解できた」、「(まあまあ) 満足できた」と回答した方の割合	_	80%以上	_

#### 基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、市 民が自殺対策について理解を深められるよう、講演会等を開催します。さらに9月の自殺 予防週間や3月の自殺対策強化月間には市広報や図書館等施設と連携し、地域全体に向け た問題の啓発や相談先情報の周知を図り、早い段階で専門機関につなげていく体制を整え ます。

#### (1) リーフレット・啓発グッズの作成と周知

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【図書館でのテーマ展示】 自殺予防週間 (9月) や自殺対策強化月間 (3月) にあわ	文化スポーツ課	
せた、こころの健康に関する書籍紹介や企画展示等を行います。 	(図書館)	
【市内事業所や理美容所等へのリーフレットの配布・設置】 市内事業所等へリーフレットを配布したり、広く市民の目に 留まるよう、市内の理美容所や飲食店等の手に取りやすい場 所にリーフレットを設置します。	健康推進課	
【自殺予防や相談先一覧についてのパンフレットの配布】 啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の社 会資源について住民へ周知を図ります。	健康推進課	
【障がい者相談の手引きの活用と周知】 障がい者相談の手引きを活用し、障がい者相談に関する様々 な情報を提供し、障がい者福祉サービスや相談機関の周知を 図ります。	社会福祉課	
【学校図書室の活用】 学校の図書スペースを利用し、自殺予防週間等に展示や関連 図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図 ります。	学校教育課	市内小学校 · 中学校
【成人式での啓発】 県内の相談窓口の一覧やデートDV防止啓発リーフレット 等を配布し、若年層に対する相談先の周知を図ります。	文化スポーツ課 企画政策課 健康推進課	

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【DV防止事業】		
DV被害の当事者に届くよう、相談や支援の窓口が開かれて		
いることを広く周知するため、1年を通して「女性に対する	   企画政策課	
暴力をなくす運動」のシンボルである、パープルリボンパネ	正凹以束床	
ル及び相談窓口記載カードを設置します。また、運動月間中		
に啓発記事を広報に掲載し周知を図ります。		

# (2) 市民向け講演会・イベント等の開催

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【心の健康づくり講演会の開催】 心の健康づくりや自殺予防に関する知識の普及啓発を推進 するために年1回講演会を実施します。	健康推進課	
【職域への心の健康づくり出前講座の実施】 勤労者が抱える不安や悩みの早期解決、心の健康を保持できるよう支援するため、出前講座を実施します。	健康推進課	
【ワーク・ライフ・バランスの推進】 事業所が職場のメンタルヘルス向上に積極的に取り組める よう、ワーク・ライフ・バランスについて企業懇話会の機会 を捉えて普及啓発に取り組みます。	企画政策課	
【自治会長会議においての普及啓発事】 自治会長会議において、地域の自殺の現状や市の取り組み等 について周知し、自殺予防や自殺リスクを抱えた人への支援 につながる行動等について理解を深めてもらえるよう普及 啓発します。	企画政策課健康推進課	
【潟上市企業懇話会においての相談先等の普及啓発】 総会等において、企業の経営者へ各種リーフレットを配布す ることで、相談先情報の周知を図ります。	産業課	

# (3) メディアを活用した啓発活動

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【市広報への「心の健康づくりガイド」の掲載】 自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)に自殺予 防対策に関する記事を掲載し、市民に広く周知します。	企画政策課 健康推進課	
【こころの体温計】 携帯電話やスマートフォン、インターネットを使って、気軽 に自分や身近な方の心の健康状態を確認できる環境を整備 します。また、結果画面に市及び秋田県等の相談窓口を表示 させることで、相談窓口の周知を行います。	健康推進課	

# ●評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度まで の目標値	目標値の考え方
自殺予防週間/自殺対策強化 月間を知っている人の割合	_	1/3人以上	県計画に準拠
メンタルヘルスサポーターま たは心はればれゲートキーパ ーを知っている人の割合	_	1/4人以上	県計画に準拠
市広報への掲載回数	年2回	年2回	現状維持
こころの体温計総アクセス数	1万1,195件 (平成29年度)	年 1 万件以上	現状維持

#### 基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回った時です。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて本市では、「生きることの促進要因」の強化につなげ得る様々な取組を進めます。

#### (1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援(居場所活動含む)

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【ハッピーネットによるお茶っこサロン】 高齢者の閉じこもり予防のため、誰でも気軽に参加できるサ ロンを開催します。	健康推進課	潟上市自殺予防 推進連絡会(ハッ ピーネット)、
【各種ボランティア団体によるサロン活動の推進】 地域において、誰でも気軽に参加できるサロンを開催できる よう、関係団体と調整・検討を図ります。	健康推進課	メンタルヘルス サポーター等
【福祉座談会】 自治会や民生児童委員・福祉団体・地域住民等が密接な連携 を図り、各地域で座談会を開催することで地域課題の早期発 見や、問題を抱えている高齢者について情報共有を行いま す。	長寿社会課 (潟上市社会 福祉協議会)	
【ひきこもり対策事業】 社会的自立に困難を抱える若者とその家族への支援体制を 強化し、各関係機関と連携を図ることにより、自殺リスクの 軽減に努めます。	社会福祉課	
【居場所としての図書館】 誰でも来館することができ、居場所としての支援を図ります。	文化スポーツ課(図書館)	

# (2) 相談体制の充実と支援策・相談窓口情報の分かりやすい発信

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【納税相談】		
病気や失業などやむを得ない理由で納税が困難な市民の生活		
状況を聞き取り納税方法などの相談に応じるほか、相談過程		
の中で、経済問題などの相談を受けた場合は適切な関係機関	   税務課	
へつなぎます。		
また、納税相談窓口に県福祉政策課が発行した各支援事業が		
記載されたリーフレットを備え付けます。		
【消費生活問題対策事業】		
消費生活センターを開設し、相談員を配置することにより、		
市民が抱えている消費者トラブル等の不安や悩みを早期に解	<b>+</b>	
決し、安心した生活を送れるよう支援するとともに、そうし	市民課	
たトラブルを未然に防ぐため、あらゆる機会を活用し情報提		
供を行います。		
【民生・児童委員による訪問・相談活動】		
地域を見守るとともに地域住民の身近な相談相手として、適	社会福祉課	
切な専門機関につなげます。		
【高齢者心配事相談所事業】	長寿社会課	
高齢者の相談窓口を設けることで、相談をきっかけに問題や	(潟上市社会	
課題を把握し、必要な支援策や適切な専門機関につなげます。	福祉協議会)	
【弁護士による無料困りごと相談】		
経済問題や生活・家庭問題などの相談に対し、専門的な知識	   健康推進課	   秋田弁護士会
を持つ弁護士が相談を実施することで、問題解決への糸口に		N-71Q-1
なるよう支援します。		
【ハッピーネットによる心の電話相談事業】		潟上市自殺予防
心の悩み、金銭問題、家庭問題などの相談に対し傾聴すると	健康推進課	推進連絡会(ハ
もに、必要時は適切な専門機関につなげます。		ッピーネット)
【庁内相談窓口の充実・相談場所の周知】		
庁内(市役所)等で相談事業を実施するどの場においても、	健康推進課	   関係団体等
市等で実施する相談事業が把握できるような周知及び体制づ	関係各課 	
くりに取り組みます。		

# (3) 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実

【事業名】	担当課	関連協力団
事業内容		体
【プレパパ・プレママ教室】 妊婦とその夫が妊娠・出産・育児に関する知識を習得し、育児への意識の向上を図るとともに、交流の場を提供し、不安の解消及び孤立を予防できるよう支援します。	健康推進課	
【乳児全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)事業】 全戸訪問により子どもの発達や育児状況、生活状況を確認することで、支援が必要な家庭を把握し、適切な支援につなげます。また、医療機関との連携を図り、産後うつの早期発見に努めます。	健康推進課	
【地域子育て支援拠点事業】 周囲に親類・知人がいない保護者が子育てに孤独感を抱かないよう、保護者が集まり交流できる場を設け、情報交換や子育でに関する相談業務を行います。	幼児教育課	
【子育て支援短期入所利用事業】 保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童を一定期間児童 福祉施設等において養育・保護することにより、児童及びそ の家庭の福祉の向上を図ります。	社会福祉課	

#### (4) 自殺未遂者への支援

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【自殺未遂者支援会議への参加】		秋田中央保健所
秋田中央保健所が開催する自殺未遂者支援関係者会議へ参		五城目警察署、男
加・協議し、管内市町村関係者や医療機関、警察、消防、保	健康推進課	鹿地区消防署、湖
健所等との緊密な連携体制の下で、切れ目のない包括的な支		東地区消防署、関
援を行うことにより、リスクの軽減に努めます。		係医療機関

# (5) 遺された人への支援

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【自死遺族への情報周知】		
各種相談先の情報や相談会の開催等、自殺対策の関連情報	/* c= +# `# ==	
を、市のホームページや広報紙等に掲載することで、自死遺	健康推進課	
族への情報周知を進めます。		

#### ●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度まで の目標値	目標値の考え方
弁護士による無料困りごと 相談会の相談者数	毎月1回実施 年間相談者50人	50 人以上/年	現状維持
乳児全戸訪問(こんにちは 赤ちゃん訪問)事業の実施 率	100%	100%	現状維持

#### 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

平成28年4月の自殺対策基本法の改正では、学校におけるSOSの出し方教育の推進が盛り込まれました。

このため本市でも、児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、命や暮らしの 危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を 学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育(S OSの出し方教育)を行うことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に 付けることができるよう取り組みます。

また、SOSの出し方に関する教育の実施に当たっては、学校長をはじめ、現場の教職員からの理解と協力が不可欠です。そのため、教職員研修会等で子どものSOSの出し方に関する教育の内容を盛り込みながら、SOSの受皿としての教職員の役割や必要性について理解を深めます。

#### (1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【SOSの出し方教育の実施】 児童生徒が悩みや問題を抱え、生きることにつらい気持ちを抱いてしまうような危機的な状況に陥ったときに、誰にどうやって助けを求めればいいのかを具体的かつ実践的に学ぶSOSの	健康推進課 学校教育課	市内小学校· 中学校·PTA
出し方に関する教育を実施します。		

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【相談員配置事業】		
不登校やいじめの問題に対応するため、「子どもと親の相談員」		
「心の相談員」を配置し、児童生徒の学級の居場所づくりや学	学校教育課	
校への復帰を支援するとともに、児童生徒や保護者が相談しや		
すい体制づくりを進めます。		
【教職員やその他の学校関係者への啓発】		
教職員研修会において、生きる支援(自殺対策)に関する内容		
や「SOSの出し方に関する教育」を研修テーマに盛り込み、	尚拉教玄調	
SOSの受け皿としての教職員の役割についての理解の促進に	学校教育課 	
努めます。また、SOSに対する気づきの向上に向けた自殺対		
策に関する研修への受講を促します。		
【学校生活アンケート調査】		
客観的指標として調査結果を活用することにより、児童生徒の		
メンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、	学校教育課 	
必要時には適切な支援につなげます。		

# ●評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度まで の目標値	目標値の考え方
SOSの出し方に関する教育の実 施校の割合(小・中学校)	_	小学校 5 0 %以上 中学校 1 0 0 %	県計画に準拠

#### 4 3つの重点施策

本市では平成24年から28年の5年間で、43人(男性32人、女性11人)が自殺で亡くなっています。そのうち、23人が「健康問題」を、次いで14人が「経済・生活問題」を、3人が「勤務問題」を動機の一つとして命を絶っています。

また、国が作成した本市の自殺実態プロファイルにおいては、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」に係る自殺対策の取組が重点課題であるとして推奨されていること、本市の自殺の特徴として 60 歳以上の自殺者の割合も高いことを踏まえ、次のとおり3 つの重点施策を選定し、それぞれの課題に係る施策を推進していきます。

#### 重点施策1 高齢者への対策

本市における、過去 5 年間(平成 24 年~28 年)の自殺死亡者数 43 人のうち、過半数に当たる 23 人が 60 歳以上です。自殺死亡率を見ますと、男性の全国平均が 60 歳代で 33.0、70 歳代では 34.6、80 歳以上では 42.4 であるのに対し、本市ではそれぞれ 50.7、67.9、88.0 と、いずれの年代においても 1.5~2 倍程度高くなっており、男性の高齢者の死亡率が顕著に高い状況です。

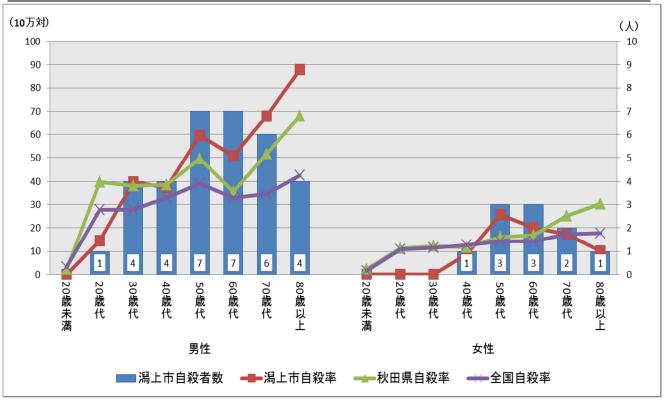
一方、女性においては全国平均が60歳代で14.4、70歳代では17.4、80歳以上では17.7であるのに対し、本市ではそれぞれ20.1、17.4、10.1となっており、年代が上がるにつれて低くなる傾向にあります。

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。

さらに、団塊世代の高齢化が今後進行する中で、高齢者本人だけでなく家族や世帯に、 介護にまつわる悩みや経済的な悩みなどが絡んだ複合的な問題も増えていくと予想されま す。

これらのことを踏まえると、高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策(生きることの包括的支援)の啓発と実践を共に強化していく必要があります。具体的には、相談支援先の情報を高齢者や支援者に周知することや、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、支援へとつなげること等が挙げられます。また、高齢者とその支援者が、社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも重要です。

付図1:性別・年代別の自殺死亡率(平成24~28年平均)と自殺者数(平成24~28年合計)



付表1:性別・年代別の自殺死亡率(平成24~28年平均)

		潟上市自殺率	秋田県自殺率	全国自殺率
総数		25. 2	26. 3	19. 6
男性		40. 6	37. 5	27. 7
女性		11. 2	16. 3	11. 9
	20 歳未満	0.0	2. 2	3. 2
	20 歳代	14. 5	39. 8	27. 7
	30 歳代	39. 7	38. 0	27. 6
男性	40 歳代	37. 5	38. 6	33. 1
为注	50 歳代	59. 7	49. 6	38. 9
	60 歳代	50. 7	35. 5	33. 0
	70 歳代	67. 9	51.8	34. 6
	80 歳以上	88. 0	68. 0	42. 4
	20 歳未満	0.0	2. 3	1. 6
	20 歳代	0.0	11. 2	10.8
	30 歳代	0.0	12. 1	11. 4
女性	40 歳代	8. 8	11. 8	12. 7
ᄷᄄ	50 歳代	25. 7	16. 1	14. 4
	60 歳代	20. 1	16. 8	14. 4
	70 歳代	17. 4	25. 2	17. 4
	80 歳以上	10. 1	30. 3	17. 7

# (1)包括的な支援のための連携推進

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
総合相談業務や地域ケア会議を通して、高齢者が抱える問題	   長寿社会課	   介護サービス関
や自殺リスクの高い人について情報共有を行うほか、高齢者	(地域包括支	
向け施策を展開する関係者間で自殺対策を意識した連携強	援センター)	サービス関係者
化につなげます。		
【高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会】(再掲)		介護サービス関
ネットワーク運営委員会において高齢者の自殺実態や課題、	長寿社会課	係者、医療・福祉
虐待や介護と自殺との関係性等について情報共有を行い、関	(地域包括支	サービス関係者、
係者間による取り組みの推進を図ります。	援センター)	警察署員、民生児
		童委員
【福祉座談会】(再掲)		
自治会や民生児童委員・福祉団体・地域住民等が密接な連携	長寿社会課	
を図り、各地域で座談会を開催することで地域課題の早期発	(潟上市社会	
見や、問題を抱えている高齢者について情報共有を行いま	福祉協議会)	
す。		

# (2) 高齢者の健康不安に対する支援

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【相談業務】		
介護保険料等の相談に応じ、潜在的な自殺リスクの高い人を	長寿社会課	
適切な相談窓口につなげます。また、3地区に設置している	(地域包括支	
在宅介護支援センターも活用し、相談窓口の広域化を図りま	援センター)	
す。		
【介護予防・日常生活支援総合事業】	長寿社会課	
事業についての相談や対象者宅の訪問を通して、対象者や世	(地域包括支	
帯の課題を把握し、関係機関との情報共有を行います。	援センター)	
【高齢者心配事相談所事業】(再掲)	長寿社会課	
高齢者の相談窓口を設けることで、相談をきっかけに問題や		
課題を把握し、必要な支援策や適切な専門機関につなげま	(潟上市社会	
す。	福祉協議会)	

## (3) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【生活支援体制整備事業】		
高齢者の日常生活を充実させるため、「生活支援コーデ	   長寿社会課	) 介護サービス関係
ィネーター」を配置し、地域資源の開発やボランティ	(潟上市社会福祉	者、医療・福祉サ
ア等の生活支援の担い手を養成することで、対象者の	協議会)	一ビス関係者
課題の早期発見等につなげます。	加班及五	
【認知症サポーター養成講座】		 介護サービス関係
【認知症リホーターを機成酶性】   地域や職域において認知症サポーターを養成し、認知	長寿社会課	オ、医療・福祉サ
症の人や家族などの介護者を支援する地域づくりを推	(地域包括支援セ	有、医療・福祉り 一ビス関係者、市
進します。	ンター)	内一般企業職員等
		內一放正未収貝守
【一般介護予防事業】	長寿社会課	
介護予防学習会や対症別の教室を通して、定期的に外	(地域包括支援セ	
出する機会の提供と他者との関わりを促し、参加者に	ンター)	
異変等が確認された際は早期に対応し、支援します。		
【食の自立支援事業(配食サービス)】	長寿社会課	
ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を対象に、食事	   (地域包括支援セ	
の調理が困難な場合、栄養バランスのとれた食事を配	ンター)	
達するとともに、見守りにも努めます。		
【老人クラブ活動支援事業】		
生きがい対策として、より充実した活動を実施できる	長寿社会課	老人クラブ
よう助成金等で支援します。		
【見守りネットワーク事業】(再掲)	   長寿社会課	
支援を必要とする高齢者が地域で安心して生活できる	(潟上市社会福祉	
よう、関係機関の連携強化を図り、問題の早期発見に	協議会)	
努めます。	加哦五/	
【緊急通報体制整備事業】		
ひとり暮らしや高齢者のみ世帯等に設置し、相談機能	長寿社会課	
もあることから緊急時に対する安心感につなげます。		
【民生・児童委員による訪問・相談活動】(再掲)		
地域を見守るとともに地域住民の身近な相談相手とし	社会福祉課	民生児童委員
て、適切な専門機関につなげます。		
【ハッピーネットによるお茶っこサロン】(再掲)		潟上市自殺予防推
高齢者の閉じこもり予防のため、誰でも気軽に参加で	健康推進課	進連絡会(ハッピ
きるサロンを開催します。		ーネット)
【高齢者学級】		
60歳以上高齢者を対象に音楽、軽スポーツ、芸能	文化スポーツ課	
鑑賞、市外研修など様々な体験を通して仲間づく	(公民館)	
りの場を提供します。		

## (4)介護者(支援者)への支援を推進する

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【家族介護者教室】	長寿社会課	
介護者が集まり、介護等に関する知識を学ぶことで介護	(各在宅介護支	
者への支援を行います。	援センター)	
【家族介護者交流事業】 介護者同士が介護にまつわる悩みや問題につき、自由に 話したり相談したりできるよう、介護者同士の交流会を 開催します。	長寿社会課 (潟上市社会福 祉協議会)	

## 重点施策2 生活困窮者への対策

本市における、過去5年間(平成24年~28年)の自殺者数43人のうち、「経済・生活問題」を理由とする自殺者の数は14人、「無職者」は26人となっています。生活困窮者による自殺を防ぐには、生活扶助等の経済的な支援だけでなく、就労や心身面での疾患への治療等、医療や保健等の様々な関係者が分野の壁を越えて協働し、様々な取組を通じて包括的に支援を行っていく必要があります。

こうした現状を踏まえて厚生労働省は、都道府県や政令市等をはじめとする自治体に対し、2016 年7月に「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」の通知を発出しました。厚生労働省は本通知において、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係している」ことを踏まえ、自殺の防止に当たっては、「精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」とし、そうした取組の実施に向けては、「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」と指摘しています。

このように、生活困窮者に対する支援事業と自殺対策との連動性の向上に向けては、国を挙げての取組が進められており、潟上市でも地域の実態を踏まえて、両事業の連携の向上を図っていきます。

## (1) 多分野多機関のネットワークの構築とそれに基づく相談支援

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【生活困窮者自立相談支援事業】 相談内容に応じて、必要と思われる各種サービス等の紹介や 各関係機関への紹介、ハローワーク等における就労活動支援 など、個々の相談内容に応じた支援をします。	社会福祉課	ハローワーク等
【弁護士による無料困りごと相談】(再掲) 弁護士による多重債務や経済問題に関する無料相談を実施 し、問題解決への糸口となるよう支援します。	健康推進課	秋田弁護士会
【消費生活問題対策事業】(再掲) 消費生活センターを開設し、相談員を配置することにより、 市民が抱えている消費者トラブル等の不安や悩みを早期に 解決し、安心した生活を送れるよう支援するとともに、そう したトラブルを未然に防ぐため、あらゆる機会を活用し情報 提供を行います。	市民課	

# (2) 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【生活困窮者自立相談支援事業】(再掲)		
相談支援員が相談を受けて、個々の状況を分析し、必要と思		
われる各種サービスや各関係機関等への紹介や必要な情報		
の提供及び助言を行います。自立した生活に向けて就労を希	· 사스코센터	
望される方には、就労支援員がハローワーク等における就労	社会福祉課 	ハローワーク等   
活動への支援を行います。支援の申込みがあった場合には、		
自立支援計画(支援プラン)の作成により、自立した生活が		
可能になるまで、伴走型による支援をします。		
【生活保護に関する事務】		
生活が困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を	   社会福祉課	
行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援しま	化去油性床	
す。		
【住居確保給付金】		
離職等により、住居を喪失するおそれがあり、給付要件に該	│ │社会福祉課	
当する方に、住居確保給付金を支給し、安心して就労活動に	11五曲址床	
励むことができるよう支援します。		
【家計改善支援事業】		
家計管理が要因で生活困窮に陥らないように、必要な情報の	│ │社会福祉課	
提供や節約に関する支援を行い、家計管理の力を高め問題が	11五曲址床	
解決できるよう支援をします。		
【フードドライブ事業】		  フードバンクあ
食べることに困っている方に、フードバンクあきたと連携	社会福祉課	きた
し、食料等の提供で支援します。		C / _
【就学援助に関する事務】		
経済的な理由から就学が困難な児童生徒に対して、給食費・	  学校教育課	
学用品費等を補助することにより、生活に困窮している世帯	于仅数自体	
の児童生徒の就学を支援します。		
【子どもの学習支援事業等】		
子どもの貧困が世代を超えて連鎖することのないように、高		
校受験期及び高校進学後における居場所と教育の機会を提	社会福祉課	
供し、子どもの悩みや不安に対する心のケアを図りながら、		
高校進学及び中途退学防止のため支援します。		

## 重点施策3 勤務・経営に関する対策

本市の過去5年間(平成24年~28年)における自殺者数を職業状況別に見ると、自殺者数43人のうち、有職者の自殺は計17人で、その内訳は「自営業・家族従業者」が4人、「被雇用者・勤め人」が13人となっています。有職者の自殺の背景に、必ずしも勤務問題があるとは言えません。しかし、配置転換や職場での人間関係などの勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、退職や失業を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務、家庭内の不和等が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるというケースも想定されます。このように、自殺へと至る過程においては、勤務問題が

近年、職場でのパワハラや長時間労働を一因とする自殺の発生等もあり、平成29年7月に閣議決定された新たな「自殺総合対策少なからず影響を及ぼしている可能性も考えられます。大綱」でも、勤務問題による自殺対策の推進が「当面の重点施策」として新たに追加されるなど、勤務問題に関わる自殺への対策は、国を挙げての重要課題となっています。このことから、潟上市でも地域の実態を踏まえて、積極的に対策を進めていきます。

## (1)健康経営に資する取組を推進する

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【職域への心の健康づくり出前講座の実施】(再掲) 勤労者が抱える不安や悩みの早期解決、心の健康を保持できるよう支援するため、出前講座を実施します。	健康推進課	商工会、市内事業所等
【ワーク・ライフ・バランスの推進】(再掲) 事業所が職場のメンタルヘルス向上に積極的に取り組める よう、ワーク・ライフ・バランスについて企業懇話会の機会 を捉えて普及啓発に取り組みます。	企画政策課	

## (2) 勤務問題の理解を深め、相談先についての周知を進める

【 事 業 名 】 事 業 内 容	担当課	関連協力団体
【潟上市企業懇話会においての相談先等の普及啓発】		
総会等において、企業の経営者へ各種リーフレットを配布す	産業課	商工会等
ることで、相談先情報の周知を図ります。		

## 5 生きる支援関連施策

## (1) 生きる支援関連施策決定までのプロセス

関連各課の潟上市自殺予防対策庁内連絡会議より「事業の棚卸し事例集」を参考にしながら、事業リストの中から「生きる支援」に関連する・関連し得る(関連しないもの以外の)事業の抽出を行いました。

抽出された事業の中から自殺対策の視点を加えた「事業案」を考え、関連各課が了承したものについて、以下、47事業を掲載しました。

### (2) 生きる支援関連施策(47事業)について

これらの事業については、自殺対策の視点からの事業の捉え方を踏まえ、市の基本施策(5項目)及び重点施策(3項目)に基づき、関連あるものとして分類しています。 各課の事業でそれぞれ住民と関わる際、もし悩んでいる人に【気づき】、必要に応じて関係者に紹介し問題解決に当たることが必要な場合においては、話を【聴き】、関係部署に【つなぐ】役割を、一人ひとりが担っていくことが望まれます。

さらに、この 47 事業の他にも数多くの業務がありますが、あらゆる機会を捉え、住民 に対する啓発と周知を行っていくよう、努めるものとします。

## <基本施策>

- 1. 地域におけるネットワークの強化
- 2. 自殺対策を支える人材の育成

3. 市民への啓発と周知

- 4. 生きることの促進因子への支援
- 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

## <重点施策>

- 1. 高齢者
- 2. 生活困窮者
- 3. 勤務•経営

番号	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きる支援	児童生徒の	高齢者	生活困窮者	勤務•経営
1	総務課	くらしのガイ ドブックの発 行	様々な支援に関する相談先の情報を掲載し、住民に対して情報周知を図ります。	•		•					
2	総務課	職員の健康管 理事務	療養休暇取得や休職者の背景分析をします。また、ストレスチェックの結果で高リスク者の背景を把握し、相談を促したり、職場環境の改善に努めます。	•		•					•
3	企画政策課	市民参画推進 事業	市民がまちづくりに意見を出し合える審議会等の場において、自殺対策を協議案件にすることで、市民が暮らしやすい地域の実現に向けた市の施策を検討する機会となり得ます。	•		•					
4	長寿社会課	軽度生活援助 事業	雪かきや草刈り等の支援を行い、閉じこもりがちになるリスクを下げることで自殺リスクの軽減につなげます。	•		•	•		•		
5	長寿社会課 (潟上市社 会福祉協議 会)	家族介護用品支給事業	要介護度の高い高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護用品を現物支給することで経済的負担の軽減を図り、精神的負担の軽減に努めます。	•		•	•		•		
6	健康推進課社会福祉課	精神保健 (精神障がい 者の早期発 見・早期治療・社会復帰 促進)	精神障がいを抱える方とその家族は、地域において様々な困難や課題に直面することが多いため、早期から支援する体制を整えておくことにより、自殺リスクの軽減につなげます。	•			•			•	•
7	健康推進課社会福祉課	精神保健 (アルコール 連絡会)	アルコール問題を抱える方とその家族は、 自殺のリスクが一般的に高いため、情報収 集を速やかに行い関係機関が連携して支援 することにより、自殺リスクの軽減につな げます。	•			•				
8	健康推進課社会福祉課	精神保健 (困難事例対 応精神障がい 者と家族への 個別支援の充 実)	精神障がいを抱える方とその家族の中でも、特に困難事例とされる方は自殺リスクが高いため個別支援を充実し、自殺のリスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取組につながるよう支援します。	•			•				

## <基本施策>

- 1. 地域におけるネットワークの強化
- 2. 自殺対策を支える人材の育成

3. 市民への啓発と周知

- 4. 生きることの促進因子への支援
- 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- <重点施策>
- 1. 高齢者
- 2. 生活困窮者
- 3. 勤務•経営

番号	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きる支援	児童生徒の	高齢者	生活困窮者	勤務•経営
9	社会福祉課	母子生活支援 施設への入所 措置		•			•				
10	社会福祉課	母子・父子自 立支援員の設 置	母子・父子・寡婦家庭の実態把握と相談及 び自立に必要な指導、求職活動に対する支 援等を行います。	•			•				
11	社会福祉課	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭等で、疾病などの事由により、 一時的に生活援助、保育サービスが必要な 場合又は、生活環境等の激変により、日常 生活を営むのに支障が生じている場合に、 家庭生活支援員を派遣することで、ひとり 親家庭との精神的負担の軽減を図ります。	•			•			•	
12	社会福祉課	母子家庭等自 立支援給付金	ひとり親家庭の主体的な能力開発の取組を 支援するための給付金事業で、これにより ひとり親家庭等の経済的安定を図ります。	•			•			•	
13	社会福祉課	障害福祉計画 策定・管理事 業	障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携を図ります。	•	•	•	•		•	•	
14	社会福祉課	特別障害者・ 障害児福祉手 当支給事務	手当の支給に際し、当事者や家族等らの聞き取りの機会を活用し、経済的困窮の状態やその他問題の早期発見・早期対応を図ります。	•			•			•	
15	社会福祉課	障がい児相談 支援に関する 事務	障がい児を抱えた保護者の相談を受けることで、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、保護者の自殺リスクの軽減にもつなげていくよう支援します。	•			•				
16	社会福祉課	障害者総合支 援法に関する 事務	障がい者の様々なニーズに応じた支援(居宅介護、就労継続、補装具・日常生活用具給付事業等)など、適切な支援サービスへとつなげることで障がい児・者とその家族を支援します。	•		•	•			•	•

## <基本施策>

- 1. 地域におけるネットワークの強化
- 2. 自殺対策を支える人材の育成

3. 市民への啓発と周知

- 4. 生きることの促進因子への支援
- 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

## <重点施策>

- 1. 高齢者
- 2. 生活困窮者
- 3. 勤務•経営

番号	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きる支援	児童生徒の SOS	高齢者	生活困窮者	勤務•経営
17	社会福祉課	障害児地域療 育等支援事業		•			•				
18	社会福祉課	障害者差別解 消推進事業	市の業務全般にわたり障がいを理由とする差別的取扱の解消を推進し、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらうことで障がい者の自殺予防を図ります。	•			•				
19	社会福祉課	障害者虐待防 止センター	虐待の早期発見・早期対応、障がい者の安全確保のために、必要に応じて県や警察、相談支援事業所等関係機関との連携に努めることにより、障がい者等の自殺リスクの軽減につなげます。	•		•	•				
20	社会福祉課	障害者相談員 による相談業 務(身体・知 的障害者相談 員)	障がいを抱えながら、地域で生活する方を 支援するために、相談員が必要な助言・指 導を行いながら、障がい者とその家族を支 援します。	•	•	•	•				
21	社会福祉課	手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者との交流活動の促進や、広報活動などの支援者として期待される手話奉 仕員の養成研修を実施します。様々な問題 を抱え、自殺リスクが高まった方がいた場 合に、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕 員が気づき役やつなぎ役などとして聴覚障 がい者の身近な存在としての役割を担える よう支援します。	•	•	•	•				
22	社会福祉課	生活保護各種扶助	扶助費支給の機会を通じて受給世帯の生活 状況を把握し、必要に応じて適切な支援先 につなげることで自殺予防を図ります。	•			•			•	
23	社会福祉課	児童扶養手当 支給	母子・父子家庭の児童の健全育成のため、 児童扶養手当を支給します。 手当の支給により経済的支援につなげま す。	•			•			•	

## <基本施策>

- 1. 地域におけるネットワークの強化
- 2. 自殺対策を支える人材の育成

3. 市民への啓発と周知

- 4. 生きることの促進因子への支援
- 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- <重点施策>
- 1. 高齢者
- 2. 生活困窮者
- 3. 勤務•経営

番号	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きる支援	児童生徒の	高齢者	生活困窮者	勤務•経営
24	社会福祉課	家庭児童相談 員の設置	要保護児童の実態把握や早期発見その他必要な調査を行います。また、家庭における児童養育に係る相談及び指導等を行うことで、課題を抱えた家庭と児童の精神的な安定を図ります。	•		•	•	•			
25	社会福祉課	社会復帰支援	精神障がいを抱えた方は日常生活で様々な 困難や課題に直面し、絶えず緊張感が伴い やすいため、支援者が相談者のニーズを踏 まえた寄り添い型の支援を提供することに より、安定した生活を送ることにつなげま す。	•			•				
26	社会福祉課	子どもの貧困 対策事業	全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくことができるように「潟上市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子育て世帯を総合的に支援します。	•			•			•	
27	健康推進課	母子健康手帳 交付・ 妊婦健康相談	本人や家族と面談し、妊娠・出産に伴う悩みや不安の把握に努めます。また、関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	•		•	•				
28	健康推進課	妊産婦・新生 児等訪問指導	自宅への訪問により、妊産婦および新生児の状況と生活状況の把握に努め、必要に応じて関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	•		•	•				
29	健康推進課	思春期教室	自分の身体や生命の誕生について学習し、 自分自身の命や家族・仲間の命の大切さを 学ぶ中で、SOSの出し方教育に関する内 容にも触れ、子どもが様々な困難やストレ スに直面した際に、一人で抱え込むことな く、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相 談できるよう、相談体制を強化します。	•		•	•	•			
30	健康推進課	4 か月児、7 か月児、1歳 半児、2 歳半 児、3 歳半児 健康診査	題があれば関係機関につなげる等、自殺対 策を踏まえた対応の強化を図ります。また、	•		•	•				

## <基本施策>

- 1. 地域におけるネットワークの強化
- 2. 自殺対策を支える人材の育成

3. 市民への啓発と周知

- 4. 生きることの促進因子への支援
- 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

## <重点施策>

- 1. 高齢者
- 2. 生活困窮者
- 3. 勤務•経営

番号	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きる支援	児童生徒の	高齢者	生活困窮者	勤務•経営
31	健康推進課	臨床心理士に よる発達相談 会	育てにくさを感じる保護者が悩みを軽減できるよう、臨床心理士に相談できる機会を提供します。また、必要に応じて関係機関と連携し支援します。	•		•	•				
32	健康推進課	特定・一般不 妊治療及び不 育症治療の助 成事業	不妊に係る悩みや経済的負担は自殺に至る 要因にもなり得るため、助成の相談や申請 の機会を自殺のリスクが高い層との接触機 会として活用し、必要に応じて関係機関と 連携し支援します。	•						•	
33	健康推進課	窓口・電話相 談	相談者の中で、自殺リスクが高い者に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行い自殺リスクの軽減につながるよう支援します。	•		•	•	•	•	•	•
34	幼児教育課	保育の実施 (公立保育 園・私立保育 園など)	保護者の子育て相談を実施することで、保 護者の抱えている悩みの軽減につながるよ う努めます。	•							
35	幼児教育課	ファミリー・ サポート・セ ンターの運営	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が会員となり、相互援助活動を行う中で、会員が子育てに関連する悩みについて理解し、気づき役としての役割を担えるよう努めます。	•							
36	幼児教育課	5歳児相談事 業	子どもの発達チェックと保護者面談を行うことで、子どもの発達に課題を感じている保護者に対し適切な支援につなげます。	•		•					
37	学校教育課	いじめの防止 等対策事業	いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進し、児童生徒の自殺防止に努めます。	•		•	•	•			
38	学校教育課	道徳教育の充 実	道徳科の授業のほか、学校の教育活動全体 を通じて行う道徳教育との関連の中で命を 大切にする心情を育てます。	•			•	•			
39	学校教育課	魅力ある学校 づくり	児童生徒同士の絆づくりと安心して学校生活を過ごすことのできる居場所づくりを通じて、SOS を出したり SOS に気づいたりしやすい環境をつくります。	•			•	•			

## <基本施策>

- 1. 地域におけるネットワークの強化
- 2. 自殺対策を支える人材の育成
- 4. 生きることの促進因子への支援
- 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 因子への支援 1. 高齢者
  - 3. 勤務•経営

<重点施策>

2. 生活困窮者

3. 市民への啓発と周知

番号	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きる支援	児童生徒の	高齢者	生活困窮者	勤務·経営
40	学校教育課	地域学校協働 活動事業	地域コーディネーターが地域と学校をつなぎ、児童生徒と地域の方との交流を通じて 人間関係の暖かさに触れ、自己肯定感など を味わうことで自殺予防対策の基盤づくり に努めます。	•			•				•
41	学校教育課	教職員服務関 係事務	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で労働時間を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を取ること等について理解を深めることで、教職員への支援の意識醸成につなげます。	•		•					•
42	学校教育課	学校職員スト レスチェック 事業	ストレスチェックの結果を活用すること で、児童生徒の支援者である教職員に対す る支援の強化を図ります。	•			•				•
43	学校教育課	就学に関する事務	関係機関との連携により、特別な支援を要する児童生徒の学習・生活上の改善を図ります。また、児童生徒及び保護者の相談に応じることにより、保護者の負担感の軽減に努めます。	•			•				
44	学校教育課	奨学金に関す る事務	奨学金に関する相談を受けた際に、家庭状況やその他の問題の聞き取りを行うことで 自殺リスクの早期発見と対応に努めます。	•			•			•	
45	都市建設課	市営住宅事務	低収入や生活困窮などの問題を抱えている 市営住宅入居者や入居希望者と接した際、 自殺のリスクが潜在的に高いと判断される 場合、他機関へつなぐなどの対応をとりま す。	•			•			•	
46	上下水道課	住民への相談事業	窓口では、生活面等で深刻な問題を抱えていたり、困窮の状況にあったりすることから、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ります。	•			•			•	
47	上下水道課	水道料金徴収 業務	水道使用料を滞納している人への督促業務において、様々な生活面での困窮に陥っている場合は、他機関へつなぐ対応をとります。	•			•			•	

# 第5章 自殺対策の推進体制等

## 1 推進体制

自殺対策は、市民をはじめ、家庭や学校、職域、地域など社会の全般に関係しており、 総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携と協力のもとに、効果的な施策を推進し ていく必要があります。

このため、幅広い関係機関・団体で構成される「潟上市自殺対策計画検討委員会」にて、 官民一体となった自殺対策を推進していきます。

また、「潟上市自殺予防対策庁内連絡会議」において、全庁的な関連施策の推進及び実効ある施策の推進を図ります。

## (1) 潟上市自殺対策計画検討委員会及び潟上市自殺予防対策庁 内連絡会議の役割

### ●潟上市自殺対策計画検討委員会

医療・福祉・教育・経済労働の関係機関及び民間団体と市関係部局を構成員として、 相互の密接な連携を確保し、本市における自殺対策が総合的かつ効率的に推進できるよう努めます。また、自殺対策計画の協議や承認、計画の進捗状況の評価などを行います。

#### ● 潟上市自殺予防対策庁内連絡会議

市民福祉部長が委員長を務め、自殺対策に関連の深い関係部局の課長で構成しています。本市の自殺対策を推進させるため、庁内の横断的体制を整えます。

また、当連絡会議の下部組織として、各課から選出する職員で構成する作業部会を 置き、現場における自殺対策の推進に取り組みます。

## (2) 関係機関や団体等の役割

#### ● 市の役割

市民に身近な存在として、相談窓口の充実と周知、各種のスクリーニングの実施と個別支援の充実、自殺対策計画の策定、実施と検証のPDCAサイクルの運営など、全庁を挙げて対策の主要な推進役を担います。

#### ● 県の役割

県健康福祉部保健・疾病対策課は、秋田県の地域自殺対策推進センターを兼ねており、 専門職員向けの研修会の実施や、市の自殺対策に対する助言などの支援を行います。

また、秋田地域振興局(秋田中央保健所)は、広域圏域の自殺対策の推進役を担い、

市の施策と連携・協力しながら、広域市町村の実務者会議の開催や広域的な事業の取組等によって、各市町村の支援を行います。

### ● 教育関係者の役割

児童生徒の心とからだの健康づくりや、生きる力を高めるための教育、自殺予防のための教職員の研修等により、子どもたちの自殺予防の取組を進めます。

### ● 職域の役割

ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルスケアを中心とした健康づくりを進めるなど、企業・事業所の健康経営に努め、働きやすい職場づくりを行うことにより、勤労者の自殺予防に取り組みます。

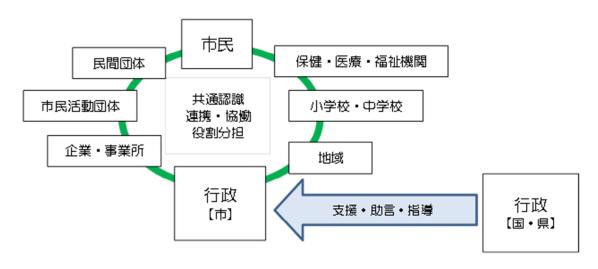
## ● 関係団体の役割

自殺対策には、その背景にある複合的な要因への対策が重複する部分が少なくありません。このため、関係団体においては、相互に緊密な情報交換を行いながら、連携した取組を進めます。

### ● 市民の役割

市民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めることが必要です。身近な人が悩んでいる場合に、早めに気づき、気になったら「声をかける」、「話をよく聴く」、「必要な相談先に寄り添いながらつなぐ」ことが大切です。

## 【イメージ図】



## 2 進行管理(PDCAサイクル)

計画期間中は、事業・取組について、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。進行管理では、庁内の推進組織(潟上市自殺予防対策庁内連絡会議)において、定期的に施策の進行状況を把握・点検・評価し、その状況に応じて事業・取組を適宜改善等していきます。また、進行状況については、「潟上市自殺対策計画検討委員会」等により報告します。

## 第6章 資料編

## 1 自殺対策基本法 (平成十八年法律第八十五号)

目次

第一章

総則(第一条—第十一条)

第二章

自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条—第十四条)

第三章

基本的施策(第十五条—第二十二条)

第四章

自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な 社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総

合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況 に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (国民の青務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

#### (国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を 深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合 的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それに ふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

### (関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三 項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的か つ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

#### (名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

#### (法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を 講じなければならない。

#### (年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

#### (自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱 (次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。) を定めなければならない。

#### (都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。) を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。第三章 基本的施策

#### (調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行う ものとする。

#### (人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育 及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に 関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たって は、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

#### (医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれが ある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関し て学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺 の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

#### (自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### (自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

### (民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第四章 自殺総合対策会議等

#### (設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施 を推進すること。

#### (会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣 が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備 を図るものとする。 附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本 法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものと する。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## 2. 潟上市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱

〇潟上市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱

平成 19 年 11 月 30 日

訓令第19号

改正 平成 20 年 4 月 1 日訓令第 5 号

平成21年3月25日訓令第7号

平成 22 年 3 月 30 日訓令第 10 号

平成26年3月31日訓令第6号

平成27年3月20日訓令第7号

平成28年3月31日訓令第4号

平成30年4月1日訓令第13号

(設置)

第1条 自殺予防対策に全庁横断的に取り組むことにより、市民のかけがえのない命を救うため、 潟上市自殺予防対策庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 自殺予防対策における計画に関すること。
  - (2) 自殺予防対策に係る情報交換に関すること。
  - (3) 自殺予防対策に係る情報収集及び調査に関すること。
  - (4) 自殺予防対策の検討に関すること。
  - (5) その他自殺予防対策に係る必要な事項の調整に関すること。

(組織)

- 第3条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、次の職にある者をもって充てる。
  - (1) 委員長 市民福祉部長
  - (2) 副委員長 健康推進課長
  - (3) 委員 別表に掲げる課長
- 2 連絡会議に臨時委員を置くことができる。
- 3 連絡会議に作業部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員長は、連絡会議の会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、連絡会議を招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 連絡会議及び作業部会の庶務は、健康推進課で処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- この訓令は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 20 年 4 月 1 日訓令第 5 号)
- この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 21 年 3 月 25 日訓令第 7 号)
- この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 22 年 3 月 30 日訓令第 10 号)
- この訓令は、平成22年4月1日から施行する。 附 則(平成26年3月31日訓令第6号)
- この訓令は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成27年3月20日訓令第7号)
- この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 28 年 3 月 31 日訓令第 4 号)
- この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 30 年 4 月 1 日訓令第 13 号)
- この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表 (第3条関係)

## 3. 潟上市自殺対策計画検討委員会設置要綱

〇潟上市自殺対策計画検討委員会設置要綱

平成 30 年 3 月 22 日 告示第 52 号

(趣旨)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に基づく自殺対策についての計画(以下「潟上市自殺対策計画」という。)を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、潟上市自殺対策計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会において所掌する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 潟上市自殺対策計画の策定及び評価等に関すること。
  - (2) 自殺対策の推進に関すること。
  - (3) その他全市民の自殺対策について必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20名以内をもって構成し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。
  - (1) 医療保健福祉関係者
  - (2) 教育関係者
  - (3) 各種団体等を代表する者
  - (4) 公募による者
  - (5) 関係行政機関の職員
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事項を処理するために必要な期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。

(事務局)

- 第7条 委員会の事務局は、健康推進課に置く。
- 2 委員会の運営に関する事務は、健康推進課が行うものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。 附 則

この告示は、平成30年3月22日から施行する。

# 4. 潟上市自殺対策計画検討委員会 委員名簿

区 分	所 属 団 体	役職名	氏 名
	男鹿潟上南秋医師会	理事	◎ 佐々木 康雄
医療保健福祉関係者	医療法人仁政会 杉山病院	精神科医師	八木澤 究
<b>区</b> 凉床(医油油) 京石	潟上市社会福祉協議会	事務局長	鈴木 司
	潟上市民生児童委員協議会	会長	村山 昌子
教育関係者	潟上市校長会	会長	伊藤 一之
	潟上市商工会	事務局長	菅 哲哉
各種関係団体等	潟上市自殺予防推進連絡会	会長	〇 小野 榮
代表者	潟上市健康生活推進協議会	会長	菅原 金雄
	潟上市老人クラブ連合会	事務局長	吉田修一
公募委員			齊藤 美穂
	秋田地域振興局福祉環境部	部長	諸冨 伸夫
関係行政機関職員	男鹿地区消防本部警防課	警防係長	水戸瀬 克典
○禾昌匡 ○副禾昌	湖東地区消防本部昭和分署	署長	工藤 克則

◎委員長 ○副委員長

## 5. 用語説明

### 〇心はればれゲートキーパー

身近な人が発する自殺のサイン(異変)に「気づき」、その人に「声かけ」をし、相談機関や医療機関などの必要な支援先へと「つなぐ」役割の担うボランティアです。特別な資格は必要なく、秋田ふきのとう県民運動実行委員会の行う研修など、一定の内容の講義を受講すれば誰でもゲートキーパーとして行動できます。研修修了者には、心はればれゲートキーパー養成講座修了者の証として「秋田県心はればれゲートキーパー」が印字された緑色の腕用リングと、心配な人にメッセージを書いて渡すメッセージカードを配付します。



(「秋田県自殺対策計画」より引用)

#### 〇性的マイノリティ

性的少数者のことで、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー (性同一性障がい者) などをいいます。

## 〇地域自殺対策推進センター

平成28年4月1日の自殺対策基本法の改正により、「調査研究等の推進・体制の整備」が明記され、各都道府県及び政令市は、管内の市町村等において、地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう支援するための組織である「地域自殺対策推進センター」を設置することとされました。

同センターは、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りつつ、 国の「自殺総合対策推進センター」の支援(政策提案、データ提供、助言等)を受けな がら、市町村に適切な助言・指導や情報提供を実施します。また、市町村自殺対策計画 の策定支援を行います。

### ODV・デートDV

ドメスティックバイオレンスの略語で、配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のことです。殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、交友関係を細かく監視する(心理的攻撃)や性行為を強要すること(性的強要)などがあります。

DVのうち、交際相手から受ける暴力のことを、デートDVといいます。

### 〇パワハラ

パワーハラスメントの略語で、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。具体的には、以下のような内容があります。

- ① 身体的な攻撃
  - 叩く、殴る、蹴るなどの暴行をうける。丸めたポスターで頭を叩く。
- ② 精神的な攻撃

同僚の目の前で叱責される。他の職員を宛先に含めてメールで罵倒される。必要以上 に長時間にわたり、繰り返し執拗に叱る。

- ③ 人間関係からの切り離し
  - 一人だけ別室に席をうつされる。強制的に自宅待機を命じられる。送別会に出席させない。
- ④ 過大な要求

新人で仕事のやり方もわからないのに、他の人の仕事まで押し付けられて、同僚はみんな先に帰ってしまう。

⑤ 過小な要求

運転手なのに、営業所の草むしりだけを命じられる。事務職なのに倉庫業務だけを命じられる。

⑥ 個の侵害

交際相手について執拗に問われる。家族の悪口を言われる。

#### 〇メンタルヘルス

心の健康のことであり、特別な精神疾患を患う人だけに限定されるものではありません。「心が健康である」とは、前向きな気持ちを安定的に保ち、意欲的な姿勢で環境(職場)に適応することができ、いきいきとした生活を送ることができる状態のことです。

#### Oメンタルヘルスサポーター

心の健康づくりや自殺予防活動の推進のために、うつ病やその対応等について正しい知識の普及と実践活動のあり方を学び、ボランティアとして地域で活動する方のことです。

# 〇ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」と の調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

# 潟上市自殺対策計画

## 平成31年3月発行

## 発行 潟上市市民福祉部健康推進課

〒010-0201 秋田県潟上市天王字棒沼台 226 番地 1 TEL 018-853-5315 FAX 018-853-5233 E-Mail kenkoushidou@city.katagami.lg.jp